

令和3年7月6日
道路局 路政課
国道・技術課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する国道の区間（指定区間）を指定する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）を改正し、一般国道の指定区間を新たに指定する必要があります。

2. 政令改正の概要

一般国道139号、218号及び497号の3路線の一部区間を指定区間に指定します。

路線名	追加区間	延長
一般国道139号	静岡県富士市中丸字木ノ市28番3～ 同市蓼原字用水堀東725番1	0.9km
一般国道218号	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字西ノ谷10552番～ 同郡高千穂町大字三田井字塩市1775番1 (五ヶ瀬高千穂道路)	9.2km
	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野13022番1～ 同町大字七折字平底12281番1 (高千穂日之影道路)	2.3km
一般国道497号	福岡県糸島市東字スス町339番～ 同市二丈深江字野間ノ下1492番1	3.6km
3路線（4区間）		16.0km

3. スケジュール

- ・公布日：令和3年7月9日（金）
- ・施行日：令和3年7月20日（火）

問い合わせ先 代表電話：03-5253-8111

国土交通省 道路局 路政課 御手洗、原田、伊賀本、水田、田原（内線：37333、37334）
国道・技術課 森田（内線：37832）

直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・技術課）

FAX：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・技術課）